

大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校における 補助金等の交付前使用に係る予算の事前配分に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公立大学法人大阪会計規程第12条第3項の規定に基づき、入金前に予算を配分すること（以下「事前配分」という。）に関する必要な事項を定め、もって当該補助金等による教育研究等の円滑な推進と補助金等の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「補助金等」とは、寄附金、受託研究、共同研究、受託事業、国及び地方公共団体等からの補助金、委託金、その他これらに類するものをいう。

2 公立大学法人大阪会計規程第12条第3項に規定する会計責任者の事務の処理は、予算責任者が行うものとする。

(事前配分を受けることのできる者の範囲)

第3条 事前配分を受けることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国及び独立行政法人、その他の公的団体からの補助金等にかかる内示を受けた、又は受託研究、共同研究及び受託事業の相手方との契約を締結した研究代表者等
- (2) 前年度に継続分として前号と同様の内示を受けた、又は契約等を締結した研究代表者等
- (3) 前2号のほか、特に事前配分を受けなければ事業遂行に支障をきたす研究代表者等

(事前配分を受けることのできる期間)

第4条 研究代表者等が事前配分を受けることのできる期間は、次のとおりとする。

- (1) 交付の内示を受けた研究代表者等

交付の内示を受けたときから交付決定に基づき資金を受領した日の前日まで

- (2) 前年度に継続分として当該年度の内示を受け、または、契約を締結した研究代表者等
当該年度の4月1日から交付決定及び契約に基づき資金を受領した日の前日まで

(事前配分の申請)

第5条 事前配分を受けようとする研究代表者等は、必要に応じて補足説明資料等を添付し、予算責任者に対して事前配分の申請書を提出するものとする。ただし、第3条第1号及び第2号に該当する場合は申請書の提出を省略することができる。

(事前配分の承認・通知)

第6条 予算責任者は、前条に規定する申請書を受けたときは、すみやかに内容を審査のうえ、承認を決定するものとする。ただし、第3条第1号及び第2号に該当する場合は予算責任者の承認があったものとみなす。

(事前配分の補填)

第7条 補助金等の事前配分を受けた研究代表者等は、当該補助金等が交付されなかった場合は、特に理由がある場合を除き、事前配分をうけた金額のうち既に執行した金額を他の財源により補填しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項でこれを定める必要がある場合は、その都度、これを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。